ロ　イに掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）

ハ　イに掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）

ニ　イに掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）

二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

四　第一条第四号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六　（略）

（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）

第二十二条　国土交通大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに法第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令（平成二十三年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの	一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの	二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの	三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
四　第一条第四号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの	四　第一条第四号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの	五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）	（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）
第十三条　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	**第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合	五　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合
六　（略）	六　（略）
（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）	（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）
第二十二条　国土交通大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに法第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。	**第二十二条**　国土交通大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。